全紹協広報

マネキン

2017·新春号 No.101





全紹協広報 2017・新春

マネキン

No.101

目 次

新年のご挨拶	公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会 会長 黒田 孝二	1
年頭所感	厚生労働省 職業安定局 派遣・有期労働対策部長 鈴木 英二郎	2
年頭挨拶	厚生労働省 職業安定局 派遣・有期労働対策部 企画課 民間人材サービス 推進室長 岩野 剛	3
年頭のご挨拶	公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会 会長 紀陸 孝	4
年頭のご挨拶	公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会 理事 小野 俊一	
	公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会 理事 小林 克巳	5
すべての事業者に個人情報保護	護法が適用されます!	6
全国個人情報保護法 説明会	スケジュール	9
[厚労省ニュース] 平成28年月	度地域別最低賃金の改定	10
安定雇用推進のための業務提携	養報告	11
そろそろ、本音で語ろう!の会	平成28年度 意見交換会 熊本 _{専務理事} 牧野 伸男	14
意見交換会に参加して		16
全紹協 求人サイトのご案内・		18
平成28年度の販売技術促進講	<u> </u>	20
これからの日本の「働き方」「 人事はどう対応すればいい <i>の</i>	雇用」はどのように変化し、)か	21
事務局移転のお知らせ		23
事務局だより		24

新年のご挨拶





公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会 会長 黒田 孝二

新年明けましておめでとうございます。

皆様には健やかに新春をお迎えのこととお慶び 申し上げます。

旧年を振り返りますと、自然災害が多い一年 だったように思います。熊本地震、長い猛暑、台 風が北海道に初上陸、集中豪雨や竜巻…、天災の 連続でした。

熊本地震では、弊社も大きな被害を受けました。 事務所が半壊し、余震の恐怖が続きましたが、従 業員・登録スタッフにけが人もなく、早い時期に 営業を再開することができました。その節はご心 配をお掛けいたしましたが、全国の皆様から頂い た暖かいご支援・お見舞いにより、勇気付けられ ました。心強く嬉しく思いました。

心から深く感謝いたします。ありがとうございました。

恒例行事の「意見交換会」を今回は熊本で実施 しましたが、被災現場を実際に見た出席者に、復 旧の状況を確認し安堵していただきました。地元 百貨店常務に、1ヵ月半で全館営業再開をした道 のりをお聞きした内容も感慨深いものでした。

私共は、被害を受けた経験を無駄にせず貴重な 経験と捉え、危機管理の必要性を協会員に提案し、 さらに創造的復興を目指してまいります。

さて、日本経済に目を向けると、「アベノミクス」による上昇気運とインバウンド需要に支えられた側面の雲行きがあやしくなっています。百貨店・スーパー・小売業界は苦戦し、閉店のニュースも各地から聞こえてきています。その上今年はアメリカやヨーロッパの指導者の交代があります

ので、ますます不透明な時代になったと言えます。

我々の事業に目を転じますと、人材不足の加速 化とあいまって、厳しい状況が続いております。 これについては、協会ホームページのリニューア ルやスマホ対応の充実、SEOの強化、求人案件 掲載数の倍増等の施策を実行し、体制を整えまし た。ぜひこの施策を活用し、新規登録スタッフの 獲得を成功させましょう。

また、本協会の軸となる従事者研修会は今年も「全国統一テーマ」に沿った内容を選び、的確な講師にお願いをして全国で展開していきます。販売技術促進講座については、派遣法改正により研修が必須となった「派遣スタッフ」と「マネキンさん」との差がうまれないよう、マネキンさんの技術向上に力を注いでいきます。政府の労働政策の一翼を担うためにも、高いスキルを持ったマネキンさんを紹介し、雇用創出につとめ定着につなげていきましょう。

「意見交換会」は、5回目となる熊本での成果を踏まえ、今後も事業計画の1つとして全国各地で開催していきます。

今年は、さらに協会員の皆さまのお役に立てる協会としての役割も意識してまいります。協会員間のつながりを大切にし「情報の共有」を強固にしていきたいと考えております。一社で起きた問題を協会員全体の問題として捉え、協力してご一緒に解決していく協会にしていきましょう。

本年も会員事業者の皆様にとって繁栄の年となりますように祈念いたしまして年頭の挨拶とさせていただきます。

年頭所感

厚生労働省 職業安定局 派遣·有期労働対策部長 鈴木 英二郎

新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

日本経済は、雇用情勢は確実に改善が進んでいますが、有期契約労働者・パートタイム労働者・派遣労働者といった非正規雇用は、労働者全体の約四割を占める状況にあります。また、不本意ながら非正規雇用で働いている方々や未内定新卒者なども少なくありません。

これらを踏まえ、少子高齢化の中、日本経済に 更なる好循環を形成するため、あらゆる場で誰も が活躍できる、いわば全員参加型の社会である 「一億総活躍社会」を創り上げることが求められ ています。

今年、派遣・有期労働対策部は、昨年六月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」、「働き方改革実現会議」の議論や年度内に取りまとめられる見込みである「働き方改革実行計画」等を踏まえ、次のような施策を展開してまいります。

非正規雇用の方々の待遇改善により、女性・若者・高齢者等の能力が発揮されるとともに、働く個々人の納得性を高め、一人一人が輝く社会を作るため、同一労働同一賃金を実現します。今後は、必要な法改正に向け、躊躇することなく準備を進めます。加えて、昨年一月に策定した「正社員転換・待遇改善実現プラン」に基づき、正社員転換や非正規雇用の方々の待遇改善に資する施策を引き続き推進してまいります。

職業紹介等に関する制度については、「雇用仲介事業等の在り方に関する検討会」において昨年六月に取りまとめられた報告書を踏まえ、労働政策審議会において議論を行ってまいりました。職業紹介事業等の機能強化や求人・募集情報の適正化等の観点から、法改正が必要な事項について、次期通常国会への提出を予定しております。

労働者派遣制度については、労働者と企業の双

方のニーズに対応し、迅速かつ的確な労働力需給 調整システムとして、我が国の労働市場において重 要な役割を果たしています。引き続き、一昨年成 立した労働者派遣法改正法も含め、労働者派遣制 度が適正に運営されるよう取り組んでまいります。

民間人材サービス業界全体の質的向上及び求職者や労働者と受入企業との適切なマッチングを促進するため、優良な職業紹介事業者や労働者派遣事業者認定制度の推進に取り組むこととしています。また、民間人材サービスの活用によるマッチング機能の強化を図り、一層効果的な就業支援を推進してまいります。

今春の高校新卒者の就職内定率は、昨年十月末時点で七四・九%と平成六年三月卒業者以来二十三年ぶりの水準、大学新卒者の就職内定率は、昨年十月一日時点で七一・二%と平成十年三月卒業者以来十九年ぶりの水準となっておりますが、依然として未内定の新卒者や既卒者が存在し、また、フリーター等の数も高止まりしていることから、引き続き、若者への就職支援に全力で取り組む必要があります。

このため、「新卒応援ハローワーク」等における新卒者等の安定就労への支援を進めるとともに、「わかものハローワーク」等を通じたフリーター等の正社員就職に向けた支援に取り組んでいます。

また、若者雇用促進法に基づくユースエール認 定制度の普及促進等を通じて、我が国の将来を担 う若者が安定した雇用の中で経験を積みながら職 業能力を向上させ、働きがいを持って仕事に取り組 んでいくことができる環境を確保してまいります。

派遣・有期労働対策部は、政府の喫緊の課題を 数多く抱えておりますが、これらの課題に全力で 取り組んでいきますので、一層のご支援とご協力 をよろしくお願い申し上げます。

年頭挨拶

厚生労働省 職業安定局 派遣・有期労働対策部 企画課 民間人材サービス 推進室長

岩野 岡



新年明けましておめでとうございます。

全紹協の皆様におかれましては、日頃より厚生 労働行政の運営にあたり、ご理解とご協力を賜り、 厚く御礼申し上げます。

最近の雇用情勢は、有効求人倍率はバブル期並 みの水準となっており、緩やかな回復基調が続き、 着実に改善が進んでいるところです。この引き締 まった労働市場では特定の職種の人手不足が深刻 化してきている状況となっています。

昨年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、一億総活躍社会の実現に向けて「働き方改革」が横断的課題とされ、多様な働き方を可能とし労働生産性を高めて個々人の事情に応じた働き方を実現していくことが求められていますが、そのためには、労働市場における需給調整システムがより円滑に行われることが必要となっています。

「働き方改革」は、今後の日本の企業や私たちの暮らし方を大きく変えるものです。これらの変化の中で雇用のマッチング機能の一翼を担う皆様方が携わっている職業紹介事業が効果的かつ適正に機能していくことが益々大きく期待されています。

昨年6月の就任以来、全国の職業紹介事業者の皆様の声を聞くために各地へ足を運んでいまして、とても良い取り組みとして、①HPの見やすさなどの機能強化に加えて、若年求職者を確保す

るためにスマートフォン対応の整備や、独自のシステムに情報を入力してある程度マッチングの絞り込みを行うなど、ITを活用した事例、②求人者に対しては、営業が現場を回りながら柔軟な勤務条件で働きやすい職場の条件緩和・情報収集を念入りに行う事例、③求職者に対しては、専任のコーディネーターによるカウンセリングを行い、経験、希望、就業条件等の確認を行ったうえでの丁寧なマッチングの事例などをお聞かせいただきました。時代に合わせた事業運営などにご苦労されていることに頭の下がる思いであります。本年も引き続き新たな課題やコンプライアンス強化に積極的に取り組んでいただけると幸いです。

また、職業紹介事業等に関する制度については、「雇用仲介事業等の在り方に関する検討会」で昨年6月にとりまとめられた報告書を踏まえて、労働政策審議会において議論を行ってきました。職業紹介事業等の機能強化や求人・募集情報の適正化等について、法案の次期通常国会への提出を予定していますので、その動向にもご留意いただければと思います。

当室は本年も、厚生労働行政に関するお問い合わせやご要望を承ってまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、本年が皆様にとりまして実 り多い年でありますようご祈念申し上げ、新年の 挨拶とさせていただきます。

年頭のごあいさつ



公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会 会長 紀陸 孝

新年明けましておめでとうございます。

全紹協の会員の皆様には、日頃から民紹協に対し、深甚のご支援ご協力をいただき、厚く感謝申 し上げます。

さて、振り返ってみますと、昨年(平成28年) は雇用情勢が堅調に推移し、人手不足感が強まる 中で、職業紹介事業に社会的な期待が高まってき た年でありました。

いうまでもなく、全紹協会員の皆様をはじめとする職業紹介事業者の方々におかれましては、これまでも求職者の確保と能力向上に努められ、適確な職業紹介の実現に貢献されてきたところであります。しかし、今後少子高齢化が進行し、労働力の不足基調がさらに深刻化する中で、労働力の需給調整の責務を担う職業紹介事業者の皆様には、従来にも増して一層の努力が求められてくるといえましょう。

このような情勢の中で、貴協会におかれましては、ホームページのリニューアルを通じての求職者に対する訴求力の向上や従事者研修会の実施等を通じての能力の向上等、労働力需給調整機能の強化に邁進され、大変心強く感じている次第です。今後とも、貴協会と会員の皆様が力を合わせて、引き続き事業の水準向上に赫々たる成果を挙げられることを期待申し上げたく存じます。

ご承知のとおり、昨年12月には、厚生労働省の労働政策審議会から、「職業紹介等に関する制度の改正について」の建議が行われ、職業紹介事業に新たな方向性が示されました。同建議においては、労働者保護とさらなる事業の発展のための事業の適正化や機能強化の方策が示されています。今後これに基づいて、法律改正を含めた制度改正が目指されることとなっており、平成29年は私ども職業紹介事業者にとって新しい発展・飛躍の年となると考えられます。

こうした制度が適切に運営されるためには、関係者が新しい制度改正について正しく理解し、的確な対応を進めていくことが不可欠と考えられますが、全紹協及びその会員の皆様には、その牽引役としてご尽力をいただきたく存じます。

私ども民紹協といたしましても、全紹協をはじめとする職業紹介事業者団体及びその会員の方々と一体になって環境変化に対処できるよう取り組み、制度改正についても、国・行政機関の方針・施策の情報をいち早く収集し、皆様に分かりやすくご提供し、皆様のご意見・ご要望を国・行政機関に伝えていく所存です。

最後に、本年が皆様の事業にとって発展・飛躍 の年となりますことを祈念し、新年のご挨拶とさ せていただきます。

年頭のご挨拶



公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会 理事 小野 俊一

全紹協会員の皆様、新年明けましておめでとう ございます。

酉年は羽ばたく年、飛躍の年と言われており力強い前進により素晴らしい成果が期待されるところでありますが、私は他の年に比べ数倍も苦労の多い難儀な年になるのではないかと思います。

世界の潮流が「連帯」から「自国の利益優先」 に移り、様々な軋轢と衝突が繰り広げられるので はないかと懸念しています。

日本経済は果たしてアベノミクスと一億総活躍 時代の政策が功を奏し、着実に飛躍の流れを創り 出していけるのか、が問われる年になると思いま す。

トランプ政権が発足して日米の関係がどう変わっていくのか、ロシアとの友好関係は経済中心だけでなくどう進展していくのか、それによってアジアをはじめ世界の秩序がどう変化していくの

• • • • • • • • • • • • • •

か、私達は細心の注意を払って見守っていく必要 があると思います。

日本の労働市場で大きな役割と使命を担う全日本マネキン紹介事業協会会員事業に携わる皆様におかれましては世界の情勢がどう変化していくのか、それにより世界経済の流れがどう変わり、日本経済にどういう影響を及ぼすのかをしっかり見届けて自事業の確実な進展を考えていただきたいと思います。

日本の労働市場ルールは今年大きく変わりますが、「優秀な人材」が日本経済を牽引していくことは不変です。優秀な人材の育成と労働市場への適正な配置を担う我が協会事業活動が混沌とした不確実性の高いこの一年に実りある成果を挙げられんことを切に願ってやみません。変化をチャンスと捉えて一歩一歩確実に前進して行きましょう。

年頭のご挨拶



公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会 理事 小林 克巴

新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

当協会は平成25年4月1日から「公益社団法人」として新たにスタートし、早4年が経とうとしております。ここで再度「公益社団法人」の意義を振り返りますと、公益法人とは「公益目的事業を行うことを主たる目的とする」ものであり、換言すると「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」ということになります。

つまり、本協会活動がマネキンさんを始めとする、販売事業に携わる多くの方への職業能力や労働福祉の向上を通じて、広く消費者の「公益」に資するということです。

人材ビジネスを取り巻く情勢は、経済環境や行 政政策によって目まぐるしく変化しております。 しかしながら、企業は人なり、「人財」を必要と しない企業はあり得ません。その意味で人材ビジ ネスはますます重要な意義を有するようになった と言えます。

さて、昨年の11月に内閣府による検査がありました。公益法人として初めての検査でありましたが、法令上やコンプライアンス上の問題は特になく、適正な運営がなされていることが確認されました。なお、収益事業における「求人サイト」については、新たな事業となるので変更認定申請が必要との指導を受けましたので、今後対応する予定です。

会員数の状況により、限りある収入予算の制約がある中で、黒田会長を始め執行部の皆様の尽力により、様々な有意義な公益事業及び収益事業が実施されてまいりました。願わくは会員を更に拡大して、会員皆様の建設的で創造的な協会活動を通じて、消費者利益への貢献と、職業紹介事業の大いなる発展に繋げていただきますよう、ご祈念申し上げます。

中小企業、小規模事業者のみなさまへ



個人情報保護法が適用されます!



自分の会社がお客様や従業員の個人情報を 適切に取り扱っているか、今のうちから確認しておきましょう。

※改正個人情報保護法の施行日は平成29年春頃を予定しています。

詳しい解説は裏面を

個人情報保護法の 5 つの基本チェックリスト その1 個人情報を取得する時のルール 個人情報を取得する際、何の目的で利用されるかご本人に伝わっていますか? その2 個人情報を利用する時のルール 取得した個人情報を決めた目的以外のことに使っていませんか? その3 個人情報を保管する時のルール 取得した個人情報を安全に管理していますか? その4 個人情報を他人に渡す時のルール 取得した個人情報を他人に渡す時のルール 下自分の個人情報の開示を求められた時のルール 「自分の個人情報の開示を求められた時のルール 「自分の個人情報を開示してほしい」とご本人から言われて、断っていませんか?

これから対応すれば問題ありませんので、 安心してください

全部チェックできなくても、

2016年10月

平成29年 春頃より

すべての事業者に 個人情報保護法が 適用されます!

この度、個人情報保護法が改正され、従来の法律の適用対象は5,000人以下の事業者に対する適用除外の制度が廃止され、個人情報を取り扱う全ての事業者が個人情報保護法の対象となり、この法律を遵守しなければならなくなりました。

そこで、個人情報保護委員会事務局では、新たに個人情報保護法の対象になる中小企業や小規模 事業者に対して制度の周知徹底を図ることを目的に、個人情報の取扱いに関する基本的なルールを 紹介する説明会を地方公共団体等と共同して全国で開催します。

個人情報保護法とは?

個人の権利・利益の保護と個人情報の有用性とのバランスを図りつつ、民間事業者における個人情報の取扱いに関するルールを定めた法律が「個人情報保護法」(個人情報の保護に関する法律)です。

これまでは 主に大企業が これからは 対象でしたが、 すべての企業が 対象になりますよ。



個人情報保護法を守らなければならない事業者とは?

個人情報保護法を守らなければならない事業者とは、個人情報を紙面やパソコンで名簿化するなど、データベース化して事業活動に利用している者のことをいいます。

法人に限定されず、営利・非営利の別は問われないため、個人事業主やNPO・自治会等の非営利組織であっても、個人情報保護法を守らなければなりません。

改正前は、事業に活用する個人情報が5,000人分以下の事業者は、個人情報保護法の義務を守る 必要はありませんでした。しかし、情報通信技術の進展など、個人情報の取扱いに関する環境が変化 してきたことから、個人の権利・利益が適切に保護されるよう、改正後は、このような事業者も個人情報 保護法を守らなければならないこととなりました。

個人情報とは?

個人情報とは、生存する個人に関する 情報であって、特定の個人を識別する ことができるものをいいます。

例:氏名・住所・生年月日、顔写真、顔認識データ、 指紋認識データ、マイナンバー、旅券番号、 免許証番号等



現在、適用除外とされている小規模事業者(保有する個人情報が5000人以下の企業) も、法改正により平成29年春頃からは個人情報保護法の対象となります。

個人情報保護法の5つの基本チェックリストの解説

個人情報を取得する時は、何に使うか目的を決めて、本人に伝える。

- 企業が個人情報を利用するにあたっては、あらかじめ利用目的を特定する必要があります。(例:購入商品の配送のため)
- 個人情報を取得する時は、特定した利用目的を本人に伝えるか、あらかじめHPや店頭での掲示などで公表する必要があります。
- ただし、個人情報を取得する状況において利用目的が明らかであれば、逐一相手に伝える必要はありません。 (例:配送伝票にお客様が氏名・住所等を記入する場合などは配送目的で利用することは明らか)

●2 取得した個人情報は決めた目的以外のことには使わない。

- 取得した個人情報は特定した利用目的の範囲内で利用する必要があります。(例:商品を配送するためだけに取得したお客様の住所を使って、自社の商品の宣伝はできません。)
- そのため、個人情報の取得にあたっては、何に使うか利用目的をしっかりと考えたうえで、本人に伝えましょう。
- また、すでに取得している個人情報を特定した目的以外のことに利用したい場合は、あらかじめ本人の同意を得てください。

以下、個人情報をデータベース化(特定の個人を検索できるようにまとめたもの)した場合のルール

(例:パソコンの管理ソフトでまとめる、50 音順の名簿を作成する)

₹の3 取得した個人情報は安全に管理する。

- 個人情報をパソコンで管理したり、名簿等にまとめた場合は、安全に管理する必要があります。(例:電子ファイルであればパスワードを設定する、ウィルス対策ソフトを入れる。紙媒体であれば施錠できるところに保管する。)
- また、従業員が会社の保有する個人情報を私的に使ったり、言いふらしたりしないよう、社員教育を行いましょう。

★の4 個人情報を他人に渡す際は、本人の同意を得る。

- 個人情報を他人(本人以外の第三者)に渡す場合は、原則、本人の同意が必要になります。
- ●ただし、以下の場合等は本人の同意を得なくても、個人情報を他人に渡すことができます。
 - ・法令に基づく場合(例:警察からの照会)
 - ・人命に関わる場合で本人から同意を得るのが困難なとき(例:災害時)
 - ・業務を委託する場合(例:商品配送のために配送業者にお客様の氏名・住所を渡す場合)

★人からの「個人情報の開示請求」には応じる。

- 会社が保有している個人情報について本人から開示や訂正等を請求されたら、企業は対応しなければなりません。
- また、その個人情報の利用目的を問われた場合に、しっかりと答えられるようにしておきましょう。

個人情報保護法は企業の個人情報の取扱いのルールを定めた法律です。 平成27年9月に改正され、平成29年春頃に全面施行を予定しています。 具体的な施行日は決まり次第、個人情報保護委員会のウェブサイト等でお知らせいたします。



個人情報を適切に取り扱って、お客様や従業員からの信用を守りましょう。

個人情報とは

生存する個人に関する情報で「ある特定の人物」のものだとわかるもの。企業が氏名と紐づけてその人物の情報を管理していれば、基本的にそれらは全てその人物の個人情報に当たります。(例:従業員Aの氏名、住所、連絡先、家族構成、取得資格等を企業が管理していれば、それらは全て従業員Aの個人情報となります。)

詳細は個人情報保護委員会ホームページをご覧ください。

上のルールや個人情報保護法で わからないことがあれば、こちらにご相談ください。

個人情報保護法質問ダイヤル 「個人情報保護法」の解釈や制度一般に関する疑問にお答えしています。

■ 55 03-6457-9849

受付時間:9:30~17:30(土日祝日及び年末年始を除く)

個人情報保護委員会 検索

また、マイナンバーのトラブルは、 マイナンバー苦情あっせん相談窓口にお問合せください。

マイナンバー苦情あっせん相談窓口

電話 03 -6457-9585

受付時間:9:30~17:30(土日祝日及び年末年始を除く)

2016年10月

個人情報保護委員会

説明会スケジュール

JI, 'Æ '¥	T-100/511 0000 (-1/) 11/00	ルケスなーパウにこのVDク芸卓
北海道	平成28年11月30日(水) 14:00~	北海道第二水産ビル 8AB会議室
青森県	平成28年12月01日(木) 14:00~	ラ・プラス青い森 メープル
岩手県	平成29年02月06日(月) 14:00~	ホテルルイズ
宮城県	平成29年02月03日(金) 14:30~	TKPガーデンシティ仙台 21FホールA
秋田県	平成28年11月15日(火) 13:30 ~	ホテルクラウンパレス秋北 2階「孔雀の間」
秋田県	平成28年11月16日(水) 10:00 ~	秋田ビューホテル 4階「飛翔の間」
秋田県	平成28年11月16日(水) 14:30 ~	横手セントラルホテル 2階「翔光の間」
山形県	平成29年01月24日(火) 14:00 ~	山形ビッグウィング
福島県	平成29年02月08日(水) 14:00 ~	コラッセふくしま
茨 城 県	平成28年11月08日(火) 14:00 ~	日立シビックセンター 多目的ホール
茨 城 県	平成29年01月26日(木) 14:00 ~	土浦市民会館・小ホール
茨 城 県	平成29年02月10日(金) 14:00 ~	県立県民センター 小ホール
栃木県	平成28年10月28日(金) 14:00 ~	とちぎ健康の森、講堂
栃木県	平成29年01月11日(水) 14:00 ~	とちぎ健康の森、講堂
群馬県	平成28年12月15日(木) 14:00 ~	群馬県庁 292会議室(29階)
埼 玉 県	平成29年01月30日(月) 14:00~	さいたま共済会館 6階大ホール
千葉県	平成29年01月20日(金) 14:00~	千葉県教育会館 大ホール
東京都	平成28年12月13日(火) 14:30 ~	東京ビックサイト
神奈川県	平成29年02月24日(金) 14:00 ~	横浜情報文化センター 情文ホール
新潟県	平成28年11月24日(木) 14:00 ~	事治会館講堂
新潟県	平成29年01月13日(金) 14:00~	ハイブ長岡(長岡産業交流会館)
富山県	平成28年11月15日(火) 13:30~	富山県農協会館 8階ホール
石川県	平成29年01月23日(月) 13:30~	石川県地域産業振興センター 第5研修室
福井県	平成29年02月16日(木) 13:30~	(公財) ふくい産業支援センター
福井県	平成29年02月17日(金) 10:30~	小浜商工会議所
山梨県	平成28年12月 1日(木) 13:30~	山梨県自治会館
長野県	平成29年01月19日(木) 13:30~	長野県庁 講堂
岐阜県	平成28年11月04日(金) 13:30~	ふれあい福寿会館 302大会議室
静岡県	平成29年01月30日(月) 14:30~	三島商工会議所
静岡県	平成29年02月03日(金) 10:00~	静岡商工会議所
静岡県	平成29年02月03日(金) 14:30~	浜松商工会議所
愛 知 県	平成28年12月01日(木) 14:00 ~	愛知県産業労働センター(ウィンクあいち) 18階
三重県	平成29年01月18日(水) 14:00 ~	三重県勤労者福祉会館 6階講堂
三重県	平成29年01月19日(木) 10:00 ~	三重県四日市市庁舎大会議室
滋賀県	平成28年11月07日(月) 13:30 ~	ホテルニューオウミ 大宴会場 おうみ
京都府	平成29年01月26日(木) 14:00 ~	京都府民総合交流プラザー京都テルサテルサホール
大阪府	平成29年01月25日(水) 13:30 ~	国民会會大ホール
兵庫県	平成28年11月09日(水) 15:00 ~	神戸商工会議所本部
兵 庫 県	平成28年11月09日(水) 15:00 ~	国民会會大ホール
奈良県	平成29年01月30日(月) 14:00 ~	奈良県櫃原文化会館・小ホール
和歌山県	平成29年02月02日(木) 14:00 ~	県民交流プラザ和歌山ビッグ愛(大ホール)
鳥取県	平成28年12月13日(火) 15:00 ~	とりぎん文化会館 第1会議室
島根県	平成29年02月10日(金) 13:30~	島根県市町村振興センター(タウンプラザしまね) 6F
岡山県	平成28年11月18日(金) 13:30~	ANAクラウンプラザホテル岡山 1階 曲水
広島県	平成28年11月17日(木) 13:30 ~	メルバルク広島 6階 平成
山口県	平成28年11月14日(月) 13:30 ~	山口県健康づくりセンター
徳島県	平成28年12月05日(月) 13:30 ~	徳島グランヴィリオホテル
香川県	1/成79年10日19日(ル) 17:30~	ホテルパールガーデン2階
	平成28年10月18日(火) 14:30 ~	
愛媛県	平成28年12月08日(木) 13:30 ~	テクノプラザ愛媛 テクノホール
愛媛県高知県	平成28年12月08日(木) 13:30 ~ 平成28年12月09日(金) 13:30 ~	テクノプラザ愛媛 テクノホール 高知商工会館
愛 媛 県 高 知 県 福 岡 県	平成28年12月08日(木) 13:30 ~ 平成28年12月09日(金) 13:30 ~ 平成29年03月02日(木) 13:30 ~	テクノプラザ愛媛 テクノホール 高知商工会館 福岡県中小企業振興センタービル 大ホール
愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県	平成28年12月08日(木) 13:30 ~ 平成28年12月09日(金) 13:30 ~ 平成29年03月02日(木) 13:30 ~ 平成28年12月09日(金) 14:00 ~	テクノプラザ愛媛 テクノホール 高知商工会館 福岡県中小企業振興センタービル 大ホール アバンセホール
愛媛 県 高岡 明県 佐 賀県	平成28年12月08日(木) 13:30 ~ 平成28年12月09日(金) 13:30 ~ 平成29年03月02日(木) 13:30 ~ 平成28年12月09日(金) 14:00 ~ 平成28年11月25日(金) 14:30 ~	テクノプラザ愛媛テクノホール高知商工会館福岡県中小企業振興センタービル 大ホールアバンセホール長崎県勤労福祉会館 2階行動
愛 高 福 佐 長 熊 本 県	平成28年12月08日(木) 13:30 ~ 平成28年12月09日(金) 13:30 ~ 平成29年03月02日(木) 13:30 ~ 平成28年12月09日(金) 14:00 ~ 平成28年11月25日(金) 14:30 ~ 平成29年03月01日(水) 14:00 ~	テクノプラザ愛媛 テクノホール 高知商工会館 福岡県中小企業振興センタービル 大ホール アバンセホール 長崎県勤労福祉会館 2階行動 熊本県庁本館 地下大会議室
愛高福佐長熊 大分県	平成28年12月08日(木) 13:30~ 平成28年12月09日(金) 13:30~ 平成29年03月02日(木) 13:30~ 平成28年12月09日(金) 14:00~ 平成28年11月25日(金) 14:30~ 平成29年03月01日(水) 14:00~ 平成28年11月28日(月) 14:00~	テクノプラザ愛媛 テクノホール 高知商工会館 福岡県中小企業振興センタービル 大ホール アバンセホール 長崎県勤労福祉会館 2階行動 熊本県庁本館 地下大会議室 トキハ会館 ローズの間
愛高福佐長熊 大宮崎 大宮崎 東県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県	平成28年12月08日(木) 13:30~ 平成28年12月09日(金) 13:30~ 平成29年03月02日(木) 13:30~ 平成28年12月09日(金) 14:00~ 平成28年11月25日(金) 14:30~ 平成29年03月01日(水) 14:00~ 平成28年11月28日(月) 14:00~ 平成28年11月09日(水) 14:00~	テクノプラザ愛媛 テクノホール 高知商工会館 福岡県中小企業振興センタービル 大ホール アバンセホール 長崎県勤労福祉会館 2階行動 熊本県庁本館 地下大会議室 トキハ会館 ローズの間 MRTミック2階ダイアモンドホール
愛高福佐長熊太分「大分」	平成28年12月08日(木) 13:30~ 平成28年12月09日(金) 13:30~ 平成29年03月02日(木) 13:30~ 平成28年12月09日(金) 14:00~ 平成28年11月25日(金) 14:30~ 平成29年03月01日(水) 14:00~ 平成28年11月28日(月) 14:00~	テクノプラザ愛媛 テクノホール 高知商工会館 福岡県中小企業振興センタービル 大ホール アバンセホール 長崎県勤労福祉会館 2階行動 熊本県庁本館 地下大会議室 トキハ会館 ローズの間

すべての都道府県で地域別最低賃金額が改定されました

厚生労働省労働基局より本年度の地域別最低賃金額の改定に関する周知・実施について使用者は、 **国が定める最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません**。仮に最低賃金額よりい賃金を労働者と使用者の合意により定めたとしても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとされます。

最低賃金には、地域別最低賃金(産業や職業に関わりなく、都道府県のすべての労働者に適用されるもの)と特定最低賃金(特定の産業及び職業の労働者に適用されるもの)があります。

最低賃金は、(1) 労働者の生計費、(2) 労働者の賃金、(3) 通常の事業の賃金支払能力を総合的に勘案して都道府県ごとに決定されます。なお、労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮することとされています。

なお、地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰則(罰金:上限50万円)が定められています。

平成28年度 地域別最低賃金改定状況

都道府 県名		最低賃金 時間額[円]	発効年月日
北淮	事道	786	平成28年10月1日
青	森	716	平成28年10月20日
岩	手	716	平成28年10月5日
宮	城	748	平成28年10月5日
秋	田	716	平成28年10月6日
Ш	形	717	平成28年10月7日
福	島	726	平成28年10月1日
茨	城	771	平成28年10月1日
栃	木	775	平成28年10月1日
群	馬	759	平成28年10月6日
埼	玉	845	平成28年10月1日
千	葉	842	平成28年10月1日
東	京	932	平成28年10月1日
神系	 [3	930	平成28年10月1日
新	潟	753	平成28年10月1日
富	Щ	770	平成28年10月1日

都道府 県名		最低賃金 時間額【円】	発効年月日
石	Ш	757	平成28年10月1日
福	井	754	平成28年10月1日
Ш	梨	759	平成28年10月1日
長	野	770	平成28年10月1日
岐	阜	776	平成28年10月1日
静	畄	807	平成28年10月5日
愛	知	845	平成28年10月1日
Ξ	重	795	平成28年10月1日
滋	賀	788	平成28年10月6日
京	都	831	平成28年10月2日
大	阪	883	平成28年10月1日
兵	庫	819	平成28年10月1日
奈	良	762	平成28年10月6日
和歌山		753	平成28年10月1日
鳥	取	715	平成28年10月12日
島	根	718	平成28年10月1日

都道府 県名		最低賃金 時間額【円】	発効年月日
岡	Щ	757	平成28年10月1日
広	島	793	平成28年10月1日
Щ		753	平成28年10月1日
徳	島	716	平成28年10月1日
香	Ш	742	平成28年10月1日
愛	媛	717	平成28年10月1日
高	知	715	平成28年10月16日
福	岡	765	平成28年10月1日
佐	賀	715	平成28年10月2日
長	崎	715	平成28年10月6日
熊	本	715	平成28年10月1日
大	分	715	平成28年10月1日
宮	崎	714	平成28年10月1日
鹿児	児島 715		平成28年10月1日
沖	縄	714	平成28年10月1日
全国加平均		823	_

安定雇用推進のための業務提携報告

業務提携モデル事業

職業紹介所独自のネットワークの中で独自の強みを持って求人・求職の開拓が行われました。

一事業者において求人や求職者の確保・マッチングには限界があり事業者同志が新しい発想を取り入れながら業務提携を実施、協力することにより紹介事業所の活発化が図られ雇用の推進安定につながることで、雇用促進を図りました。

業務提携モデルの実施報告書

①求職者情報の依頼を受ける場合

- ・相手先紹介所の求職者が急病など何らかの事情で就労不能となったときや予定していた求職者から のキャンセルがあったとき、就労日間近に依頼がありました。
- ・相手先紹介所の求職者に求人者の希望条件(就労日・就労先・年齢等)に合う求職者が、いないと きは、早めに依頼がありました。
- ②相手先紹介所に電話で就労条件を聞き、当方の求職者に電話または、FAXで紹介所名の名前を伝え、 本人の了解後求職者氏名を相手先に伝えます。

就労内容などの資料を相手先が求職者に送ります。

③当方の求職者が相手先の就労者として就労先に向かわせました。

今回、課題・問題点で上げられているもの

①実施方法等

- ・サービス業で長く働きたい求職者を紹介し、本人の希望条件等全てメールでやりとりし、求人者からは労働条件を書面で貰いました。
- ・案件は個人的に知っている紹介所に話をして、求職者情報を提供し、成立しました。
- ・特に問題はありませんでしたが、繋がりの少ない事業所とは事前の調整が必要と思われます。

②問題点等

- ・求人条件と求職者の希望(賃金・時間帯)が噛み合いませんでした。
- ・紹介所同志で意見交換し業務提携を進めても、就労先からの指示により時として求職者にとって負担となることもあります。
- ・提携先求人者の勤務場所で他のパートナーと中々意思の疎通が図れないなど人間関係の苦労もある ようです。
- ・売場では同業種との顧客獲得に様々なシステムがあり、新規参入者が売上を獲得するのが厳しい面もあります。
- ・それぞれの販売員にも売上獲得にノルマがあり、応援者を育てるよりも排除の姿勢が見受けられ、 参入するにはそれなりの覚悟が必要です。
- ・同僚に指導を受けるより、メモなどをとり自分で取得するには短期間では難しい面もあります。

安定雇用推進のための業務提携報告

③メリット面

- ・同業他社のため成功したともいえるが、配膳人の中にも夏場に仕事がないときにマネキンの仕事を したいという求職者が出る可能性もあり異業種でも業務提携は可能だと思います。
- ・日々雇用から長期雇用に結びつきました。

4)その他

- ・食品とアパレルのようなジャンルの違う職場に対してのアプローチを提案し、これにより求職者に 対して前向きに選択頂けるよう考慮したいと考えております。
- ・至急の案件として、業務提携は開始しておりますが、素早く対応するにはお互いの信頼関係が必要です。
- ・紹介所でクレームを出して対処不可能の場合、他所に依頼が来る場合もあり、熟練のマネキンを差 し向けて無事対処しますが、他所の紹介所名を出せないことがあります。
- ・他所からマネキン依頼があり、報告書は先方の仕様で、就労先にも他所の紹介所名を明記しますが、 就労先よりマネキンの指名があり、恒例になりますとマネキンより不満が出てくることがあります。
- ・今回の取り組みに当り求職者の方々にヒアリングをしたところ異業種への紹介所に不安を抱く者が 殆どであり、恒常的に受け入れる取り組みをしていけば、その不安が解消されるかと思われます。

その他(今後の事業運営方針等)

- ・方針として業務提携のアプローチを、求職者に対しても広めていけるように開拓をします。
- ・日々紹介のみならず業務提携を活して一般紹介(正規雇用)にも力を入れて行きます。
- ・事業所間での情報共有は限定的なものとなるので、民紹協などで、情報を集め、分配、共有することができれば、異業種間の業務提携がスムーズに行われるでしょう。
- ・今後は日々紹介だけではなく、一般の職業紹介も行いたいと考えます。
- ・現在、付き合いのある紹介業者は4~5社ですが、引き続き機会があれば業務提携を広く進めていきたいです。
- ・バレンタインなど人手不足の時、同業他社よりも対象者を求めたいと考えています。
- ・業務提携としての提案やアプローチをより広めて、求職者に対する開拓を進めて行きます。
- ・今回の案件では求人がありませんでしたが、求職者の要望を諦めないで、仕事を紹介し業務提携を 行い成功に結びつけたいと考えています。
- ・需給の差が激しいときはチャンスでもあると思い今後も対処して行きます。

広報部長 重田 スミノ

安定雇用推進事業に伴う業務提携報告会資料

過去の業務提携実施報告書

平成28年10月

番号	実 施 事 業 所	相手事業所	期間等	
1	富士ワークネット	四ツ葉	8月末	
2	スギハラサービスクリエイツ	ファインサービス	8月1~8月31	
3	ユニバーススタッフ	立川アイエーエス	8月28	
4	スマイルズ	立川アイエーエス	10月1~2月28	
5	アイダス・ユニバーサル	司マネキン紹介所	10月13日	
6	アイダス・ユニバーサル	アーバンスタッフ浦和	1月~4月末	
7	アイダス・ユニバーサル	エリートビジネスカンパニー	1月~4月末	
8	アイダス・ユニバーサル	ユースタッフ	1月~4月末	
9	アイダス・ユニバーサル	双美	1月~4月末	
10	四ツ葉	オフィス蘭	7月13~14	
11	四ッ葉	富士ワークネット	8月末	
12	四ッ葉	清友	4月17~6月	

過去の業務提携の好事例報告書

番号	実 施 事 業 所	相手事業所	期間等
1	スギハラサービスクリエイツ	富士ワークネット	1月28日~4月19日
2	四ツ葉	パインスタッフ	毎月1日~2日
3	厚木マネキン紹介所		

求人・求職インデックス情報

番号	実施事業所	業務内容	勤務場所
1	立川アイエーエス	ホテルバンケット	中野サンプラザ
2	四ツ葉	物品販売	新宿・池袋・大宮

そろそろ、本音で語ろう!の会

平成28年度

||見||交||換||会|

今年で3年目になる(公社)全日本マネキ そして黒田会長の開会挨拶のあと、今回の ン紹介事業協会意見交換会が平成28年10月 18日(火)に熊本県熊本市のKKRホテル熊 本にて開催されました。

一昨年は、京都、横浜の2ヶ所で、昨年は、 東京、大阪の2ヶ所で開催をいたしましたが、 今年度の意見交換会は、4月の熊本地震で甚 大な被害を受けた被災地でもあり、また当協 会の黒田会長のお膝元でもある熊本で、こう いう時だからこそ開催するべき、との意見が 多く、開催場所に決定いたしました。

全国各地より、30名の出席者が集まり、 (北海道連絡会2名、関東連絡会6名、関西 連絡会6名、九州連絡会14名、事務局長1名、 (株)テオトル1名) 大谷理事の司会のもと定刻 の13時より開始いたしました。

まず初めにこの意見交換会にも参加予定 でしたが、誠に残念ながら10月14日にお亡 くなりになりました株式会社函館マネキン 代表取締役会長 故中川洲平様のご冥福をお 祈りし全員で黙祷を捧げました。

熊本地震により被災された、熊本マネキン紹 介所、(有)南九州マネキン紹介所、(有)ア ルファー太平、(株) エージェント・ユウの 4社に対して、全国の会員の皆様、並びに各 地の連絡会からお預かりしていた義援金の贈 呈が、協会を代表して小金井副会長よりお渡 ししました。

そのあと、意見交換会に先だちまして、株 式会社鶴屋百貨店 常務取締役 田村祐輔 様に「平成28年 熊本地震 鶴屋百貨店再 オープンまでの道のりと今後の指針」という 内容でご講演いただきました。

地震発生時の様子から現在に至るまでの鶴 屋百貨店の取り組みを、様々なエピソードを 交え詳細にお話しいただき、出席者一同真剣 に聞き入っておりました。

その中でも私が特に印象に残っていますの は、営業再開した時に、多くのお客様が涙を 流して喜んで下さったというエピソードで、 まさに、地元の方々にとって鶴屋百貨店は、

そろそろ、本音で語ろう!の会

意見交換会態

復興へのシンボルとなっているのだと感じました。全体を通して、聞いた人々が勇気づけられる話だったと、多くの出席者から声があがっていました。

10分ほどの休憩をはさみ始まった「意見交換会」では、「協会に望むこと」「事業運営上の各事業所の課題・問題点」「総会時のセミナー」「職業紹介における契約書」「手数料」をテーマにして、九州連絡会の皆様から順番に活発な意見交換が行われました。

閉会後、出席者全員参加の懇親会が場所を

移して開かれ、賑やかで和やかなムードの中、 様々なお話が続き、あっという間にお開きの 時間となりました。

毎回、この意見交換会は、全国の会員の皆様との交流は楽しく、かつ勉強になることが多く、私共理事としましては、皆様からの貴重なご意見をもとに、協会運営に携わっていく所存でございます。

今回ご参加になれなかった皆様も来年度は 参加をご検討いただければ、と思っております。

専務理事 牧野 伸男



鶴屋百貨店 常務取締役 田村祐輔様による講演



義援金の贈呈



懇親会

意見交換会に参加して

(有) 石丸 クミ

今回、初めての出席で、最近は総会にも上京して居りませんでしたので、各連絡会の皆様にお会い出来、有意義な時間を過す事が出来感謝致して居ります。紹介所の抱える問題は、大なり小なり同じだなと思いました。「全紹協」におかれましては「協会ホームページ」のリニューアルなど、会員のニーズに答えてもらっていると思います。又皆様方との、話し合いのなかで、自分がいかに、固定観念で仕事をしていたかと感じ、過去にとらわれず、発想を変え、日々努力し、時代の流れに乗り遅れない様、頑張って行こうと思います。

(株) 九州アーネストデュオ 赤山 ミツコ

熊本で行われるとのことで初めて参加させて頂いた意見交換会は、大変有意義なものとなりました。 先だって行われました講演では地震の際の鶴屋百貨店様のご対応を中心に、貴重なお話を聴かせて頂 きました。未曾有の危機に対峙した時それを乗り越える活力の根本は、やはり人でありそのつながりで あると教えて頂いたように思います。私共も人と関わる仕事をさせて頂く中、人の力を信じて更に邁進 していこうと心新たにした次第です。

意見交換の場では、各地域の実情を直接伺うことができました。手数料や契約関係について等、参考になる事例も多く勉強になりました。同時に事業運営の難しい部分や悩みといった内容も話題に上り、個別に悩むことなく情報交換しながら対処していけば良いのだと実感でき、安心材料になりました。

販売業界も様々変化する時代となり、広い視点で事業に関する情報を得ることが中々難しいのが実情ですが、その部分を全紹協から頂くことができますこと日頃より感謝致しております。今後とも具体的かつ有益な事業を何とぞよろしくお願い申し上げます。

(株) ジョビア 吉備 カヨ

今年度の意見交換会は是非熊本で開催してほしいという要望をお聞き入れ下さった黒田会長始め九州連絡会の皆さまのご尽力の元、被災事業所への義援金の授与、そして恒例の意見交換会が熊本で開催されました。開会に先立ち、株式会社 鶴屋百貨店 企画本部 常務取締役 田村祐輔様の熊本地震後の再オープンまでの道のりについてご講演いただき、鶴屋百貨店のホームページを通じて、従業員やお客様への連絡や情報提供を細目に行う事から、心を繋ぎ、不安な状況の中で灯台としての役割を果たし、その後の手厚い配慮や迅速な対応をされたというお話に、とても感動した次第です。

街の至るところで「負けんばい」と刷られたポスターを目にしました。そして一番驚いた事は、「ご苦労様大西市長」「ご苦労様蒲島県知事」という旗が商店街に掲げられていた事です。行政と街が一体となり、真剣に復旧の為に歩んでいる姿を垣間見た思いでした。この業界で縁あって日々奮闘している全紹協のお仲間とまた来年も意見交換会でお会いすることを楽しみにしております。全紹協も「負けんばい」でいきましょう!

(株) 西日本キャロット 滝 真澄美

今年度、平成28年10月18日の熊本での意見交換会に初めて参加させていただきました。

貴重な諸先輩方のお話、また地域の情報を生の声で聴かせていただくことができ、改めて同業者同士の協力により業界に対する交渉事も可能になるという現実や、これまで井の中の蛙であったと痛感させられる情報、また他社さんも同じ問題を感じていらっしゃること等を目の当たりにし、今後の対応や展望などこれまでと違った見方もできることに気づきました。

大変貴重な機会に参加できたことを、感謝しております。

(株) ベル 札埜 健治

会議の会場が熊本城のすぐ横ということもあり城の崩壊を目の当たりにし、震災の凄まじさを生々しく感じました。

最近の日本列島は地震が多く発生しており改めて気を引き締めた次第でございます。

会議におきましては九州連絡会の皆様の活発なご意見を拝聴し、どこの地域でも共有でき、求職者であるマネキンさんの登録の減少又、契約書、手数料等困難な事例が山積しており改めて今後の事業運営のむずかしさを痛感いたしました。

しかし全国の熱心なる会員さんの経験談そしてアドバイス談と大変有意義な勉強会であり本気で語る 会でございました。

東京、大阪、九州の意見交換会に参加させて頂きましたが回を重ねるにしたがって会も活性化し充実しているように感じられます。人材ビジネス業界の環境の変化は日進月歩でございます。全紹協の仲間と共にこの時代の難局を乗り越える努力をして参る決意でございます。今後ともどうぞよろしくお願いします。

(株) モナミ **入口 豊**

先月、熊本で行われた意見交換会には、各地より多くの紹介所の皆様方にお越し頂きまして、有意義な会となりました。九州と都市部の紹介所同士が話し合う機会などほとんどありませんが、問題や課題は共感出来るものも多く、それぞれの紹介所での対応策など生の声が聞けるというのはこの会ならではと感じております。会合の後の懇親会では酒を酌み交わし、個別に話をする機会もありましたので、深い話も聞くことが出来ました。この取り組みをきっかけとして、本音で語りあい、会員の皆様方の問題解決をしていける協会へと発展していくことを心より期待しています。ぜひ、今後も続けて頂きたいと思いますし、まだ参加されたことのない会員様には一度ご参加頂けると嬉しいです。

最後に、今回のホスト役であります南九州マネキン紹介所の黒田社長をはじめとして社員の皆様方に は準備の段階から最後まで本当にお世話になりました。心より御礼申し上げます。

(有) 南九州マネキン紹介所 市川 猛浩

意見交換会に参加して感じたことは、激変する世の中、常に柔軟で新しい発想と、異業種を含めた新興企業のモデル研究など、今こそ「個」と「団体や組織」の「シェア」の文化が、さらに必要ではないかということです。

また、「つながる」ことは、人材ビジネスの根源であり、不安定な非正規の労働をより安全で安心できる、 求職・求人者の検索の中でタグ付けされる重要なことだとも思いました。そこで、その文化と「つながり」を紐付けるには、情報を「見える化」し、その処理速度を上げ、物事を「簡素化」すると、シェアもでき「つながり」も生まれるという仕組みがわかり、価値ある一日となりました。

全紹協事務局長 酒井 晶子

今回、初めて意見交換会に出席させていただきました。10月にしては当日の予想最高気温30度にふさわしいホットな意見交換会でありました。電話では頻繁にやりとりをさせていただいている会員の皆様でも初めてお会いする方々が多く、名刺交換に始まり各事業所の課題や問題解決のヒント等をお伺いでき、大いに勉強させていただきました。

事務局は常々、縁の下の力持ちであると認識しております。課題は多いことと思いますが会員の皆様の現状、将来に向けたビジョンに対する理解を深め、事務局としての機能を充実してゆきたいと気持ちを新たにいたしました。今後の全紹協の発展に少しでもお役に立てるような事務局を目指してまいります。

全網協 求人サイトのご案内

全紹協求人サイトは、平成27年11月よりサービスを開始して、昨年10月末で1年が 経過いたしました。

全紹協求人サイトの特長やメリットにつきましては、前号に掲載しましたとおりでございますが、1年が経過し今年度より1社あたりの原稿掲載枠が100枠に増え、より多くの求人原稿の掲載が可能になりました。

また昨年10月末時点での当サイトの広告原稿閲覧数は延べ5万件強となり、応募者総数は500人を超えております。

さらに今後もIndeedでの検索順位を上げるための広告費投入や、有効な求人原稿作成のための研修の実施などを予定しております。

また料金表にも記載がございますように、期中からの申込も可能でございますので求職者募集の選択肢のひとつとしてご検討いただければと存じます。

全紹協求人サイトURL: http://zensyokyo.org/

全紹協求人サイト料金表

	関東	関西	東海	北海道・ 東北	甲信越・ 北陸	中国・四国	九州· 沖縄
正規料金(税別)	¥500,000	¥450,000	¥400,000	¥350,000	¥350,000	¥350,000	¥350,000
会員料金(税別)	¥300,000	¥270,000	¥240,000	¥210,000	¥210,000	¥210,000	¥210,000

※別途消費税が加算されます

期 間: 1年間(毎年11月1日~翌年10月31日)

*期中申込の場合、月割り分の料金を申し受ける。

求人件数: 1 社あたり 100枠

求人範囲:地域ブロック毎(関東、関西etc)

専務理事 牧野 伸男



平成28年度の販売技術促進講座

講師 有限会社レックス 代表 藤永幸一氏

●<一部>テーマ

【買上率が30%アップする3つのポイント】 90min

- 1、「なぜ、売れないのか?」理由を知る
 - → 無意識に、お客様の気分を害している!
- 2、 心理学の3つの知識を応用する
 - * 初頭効果とは? 第一印象
 - * シンクロニー効果とは? 美しい者や、ファッションに真似てみる
 - * 同調効果とは? 心理的安全性、同じ行動
 - * 同じ格好をしたり同じ行動をする
- 3、 顧客には親近効果のスパイスを効かせる
 - * 第一印象に気をつける!
 - * 最後の瞬間に好印象で 締めくくる!





●<二部>テーマ

【すぐにできるスランプ脱出法】

- 1、 自分を採点してみる(自信は? 魅力は? オープン度は?)
- 2、 隠れている心理 → 接近欲求と回避欲求を知る

連絡	格会	開催日時	開催場所
関東	連絡会	平成28年11月2日(水)	お茶の水ホテルジュラク
関西	連絡会	平成28年10月13日(木)	エルおおさか会議室
九州	連絡会	平成28年10月28日(金)	JR博多シティー会議室

これからの日本の「働き方」「雇用」はどのように変化し、

人事はどう対応すればいいのか

11月29日(火)夜、NPO法人キャリア権推進ネットワークの主催するシンポウジム「キャリア権を考える~働き方改革とキャリア権~」が開催され、日本大学の安藤至大准教授による「激変する働き方と雇用~働く人と企業はどう対応すればいいのか」と題した基調講演がおこなわれましたのでその内容をご紹介します。

長時間労働が社会問題化し、ストレスチェックが企業に義務化されるなど、働き方と雇用のあり方に大きな変化が起きている。これらの問題にどう対応していけばいいのか。雇用や労働の問題に詳しく今後の日本社会・経済・労働環境の変化に幅広く考察されました。

未来は、なかなか予想しにくいものです。スマートフォンを例にとると、20年前には、こんな小さな機械にメールも電話もパソコンの機能も全部入るとは思いもしませんでした。しかし、ほぼ確実にわかっている未来もあります。そこをまず押さえて、日本の働き方がどう変わるのか考えて変化に備えて、アンテナを張っていなければならないでしょう。

■人口減少

国勢調査のデータからは、2008年が日本の人口のピークだったことがわかる。既に日本は人口減少時代に 突入しており、今後10年ごとに1.000万人ずつ生産年齢が減っていくことがはっきりと予想されている。

また、仮に出生率を改善しても、生まれてくる子供が成人するのは20年先のこと、つまり、人口減少は防ぎようもなく、近未来の日本を直撃する問題であることは間違いない。最も減少する割合が大きいのは、現役世代、生産年齢人口である。つまり、これからの日本は急速に労働力不足に陥る可能性が高い。労働力が不足すれば人材は奪い合いになる。働く側からみれば待遇の改善などが期待できるが、バブル期のような人材確保に苦労する時代の再来を覚悟しなくてはならない。

『地域差』が生じることがはっきり示されている。都心部と郊外では相当な格差がある。人口の多いエリアはインフラが整備され、企業や、その顧客が集中するようになる。少ない地域は逆の現象が起こり、その差は着実に拡大していく事になる。企業は顧客に近く、従業員を集めやすい場所に事業所を置くことが必要で、人口減少は地域的な偏りも伴うものだという認識が重要である。

■技術的失業

現在はポケベルからPHS、携帯電話、スマホ、と数年単位でどんどん進化している。技術や知識を身に着けても、22歳から65歳という一人の人の労働人生の途中で自分の従事する職種や、場合によっては業界自体がなくなってしまうことも考えなくてはならない。今後AIによる自動運転が普通になれば、自動車のドライバーという仕事がすべてなくなるかもしれない。

こうした技術的失業が多発すると、労働力は『コンピュータや機械を活用する働き方、代替される働き方・ 競合しない働き方』の三層に分かれる。これを『技能偏向型術進歩』と呼ぶことがある。すべての職種が、 将来はどうなるかわからない。毎日ニュースで流れてくる新しい技術や製品により、今後どんな仕事が失わ れる可能性があるのか、私達はつねにアンテナを張っておいた方が良い。

■働き方改革の方向性

労働移動の支援

人口減少で働き手が不足するのと同時進行で、術的失業によるひと余りも発生する。一方で足りないのにもう一方では余っているという「ミスマッチ」を解消するためには、労働移動を支援することが重要だといわれている。新しい仕事に就くために、必要なスキルを身に着ける教育訓練が大切である。ここでは、これまで正当に評価されてこなかった人材ビジネスの重要性が増すだろう。また、会社を移った方がスキルにあった仕事ができるが、そうすると年功賃金がリセットされて給与が下がってしまう、というケースも出てくる。そういう場合には、出向のような形で賃金の差額を補てんするなどの仕組みが必要かもしれない。

さらに労働移動の問題については、人材をいかにスムーズに移動させるかという発想だけでは足りない。 今後の人口移動を分析すると、人材を確保しやすいエリアとそうでないエリアの格差が広がっていく。人材 を採用しやすい地域に企業自体が移転することも、選択技のひとつになる。

■5年先を見すえた人手不足対策

人手不足に直面してからでは遅い。一般的に企業が中期経営計画の対象とする「5年先」を見すえた取り組みが、人事にも強く求められる時代が来るということだ。では、どのようなことに注力するべきなのか。テーマをリストアップした。

(1) 既存の人材を辞めさせない

年功賃金や退職金など、「給与の後払い的性格」のある施策で引き留めることが今後は難しくなる。社内にあるパワハラ、セクハラなどを一掃し、従業員がモチベーション高く働ける環境をつくらなくてはならない。特に注意したいのは、従業員同士の世代間対立、若手の育児休業を年配の管理職が批判するような事態を防ぐのは、重要な責務となる。

(2) ネットワーク採用で優秀な人材を抑える

辞めにくい人材の採用に最適なのは「縁故採用」だ。実際にデータでも証明されている。パフォーマンスも高く優秀な人材のネットワークには、同質の優秀な人材がいるからだ。従って今後の採用の中心は、従業員の紹介をはじめとする「ネットワーク採用」志向になっていくだろう。先に優秀な人材をおさえれば、そのつてで次々と良い人材を採用できる可能性があり、出遅れたら逆の結果になる。この他にも、技術的失業に備えて「どんな職種が合理化され、そこにいた人材を再教育してどこに配置転換するか」といった社内教育計画が重要だ。人事はまさに企業経営の生命線という時代がやってくると思う。

人事は未来を見据えていなければならない

■「同一労働同一賃金」はどうなるのか

欧米などの同一労働同一賃金は、業界横断的に経営団体と業界労組が交渉して賃金を決めることが前提である。日本では会社ごとに給与が決まる。また、非正規の給与を無条件で正社員と同じに引上げるのも無理がある。それよりも、非正規の人に正社員と同じだけ稼げる能力を、いかに身につけさせるかが重要である。

■正規・非正規の格差を埋めるために、雇用形態の多様化以外になにがあるか?

教育・訓練しかない。しかし、今の教育現場には「現場で本当に役立つ教育」が十分できていないという 大きな問題がある。使えない技能や知識を身につけるよりも、企業の現場に放り込んで鍛えたほうが早い。 ただし、これは企業にとって負担になる。そこを公的な補助金などでまかなうような施策が必要である。

■高齢者活用に再雇用以外にどのような策がありそうか?

人手不足時代を迎えると、高齢者活用は重要なテーマになる。ただ、同じ企業での再雇用と狭く考える必要はない。長年培った経験や知識を、定年退職後に別の企業で活かすパターンも大いに歓迎されるようになる。 社会全体で考えても、知識や経験という資産の有効活用になる。

最後に、「未来を見すえて人事の仕事をするには、経営者よりも長い射程、広い視野で考えていくことが不可欠である。人口減少、技術進歩という大きな変化を理解した上で、ネットワーク採用の工夫やリテンション(離職防止)策、再教育プランなどを少しずつ先回りして、手を打っていくこと。それがこれからの仕事だということを、理解してほしい。」

安藤至大准教授の講演を公聴し、教授のIT「イベントレポート」より引用

広報部長 重田 スミノ

事務局移転のお知らせ

協会事務局が再開発のため11月28日(月)より下記に移転しましたので ご案内申し上げます。

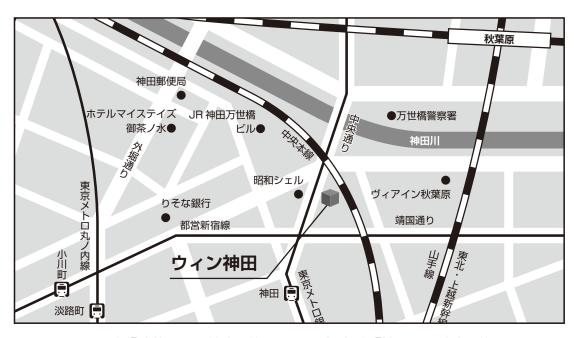
〒 101-0041

東京都千代田区神田須田町 1-7-1 ウィン神田 807 号室

電話 03-3253-5775 FAX03-3253-5776

e-mail: info@zensyokyo.org

(電話番号・FAX 番号・メールアドレスは変更ありません)



- ・JR線「秋葉原駅」徒歩5分
- ・銀座線「神田駅」徒歩3分
- ・丸の内線「淡路町駅」徒歩5分 ・新宿線「小川町駅」徒歩5分

事務局の営業日について

営業日 月・火・水・金

時間 午前10時~午後5時

年末年始と土・日・祝日・毎週木曜日は休業いたします。

事務局だより

熊本地震による被災者の皆様にお見舞い申し上げますとともに、 被災地の一日も早い復旧を祈っております。

◆ 訃 報

北海道連絡会

株式会社 函館マネキン 中川 るり子 配偶者 中川 洲平 平成28年10月14日 逝去

電話問合せ件数と対応について

1. 協会会員からの問合せ(抜粋)

全紹協求人サイト、クラウドシステムへの問合せ があり、導入について検討されている様子でした。

2. 求職者からの問合せ

マネキン紹介所の所在地・連絡先との問合せが大 多数を占めました。希望の勤務地・職種を聴き取 り、希望に添えると思われる紹介所をご案内しま した。

3. 会員外からの問合せ

会員事業所の所在地・連絡先等の詳細。 クラウドシステムの問合せも2件ありました。

	7月	8月	9月	10月	11月	合計
協会会員	3	2	6	5	5	21
求 職 者	2	2	4	0	0	8
その他	2	1	2	3	3	11
合計	7	5	12	8	8	40

◆新事務局について◆

移転に際し内装・什器を一新し、 6.7坪とコンパクトではありますが 明るく、過ごしやすい事務局とな りました。お近くにお越しの際は ぜひお立ち寄りください。



編集後記

マネキン広報をご愛読の皆様、新年あけましておめでとうございます。

2017年は労働力人口の減少とともに、企業における女性の活躍が注目されています。働く女性の本気度が伝わったのでしょうか。

これからは子育てで時間制約を持つ女性より介護で時間制限を持つ男性の方が増えているとも言われています。 先ず女性活躍の必要性を認識されたのでしょう。数年後にやって来る男性の働き方を考えることでもあります。

全国のマネキンの活躍も多いに認められたのではないでしょうか。

今年も皆様にご愛読いただけますよう広報部も精進してまいりますので宜しくご支援のほど願い申し上げまして 新年のご挨拶とさせて頂きます。

広報部 重田

表紙写真撮影者:㈱太陽 牧野 明治(関西連絡会)

撮影者のコメント

コブシ (辛夷) モクレン科の落葉広葉樹の高木で、季語は春、花言葉は友情。 早春に白い花が沢山咲き青空に白く目立ちます。



「人材紹介システム」を まるごとマネージメント/

分析
安心
サポート

解決

導入 実績

システムは運用後のサポートで評価がきまります。

株式会社 ハマ・ソフトウェア

tel:044-221-9007 / fax:044-244-4991





派遣Style

http://www.haken.or.jp/



マネキン紹介所様の掲載実績多数あり! まずはお問合せください

販売職系の 求人掲載数

(2015年12月時点で、1万6000件以上掲載中)

会員数約28万

利用者の 女性比率

お申込みから 掲載開始まで

お問い合わせは、派遣Style営業担当まで!



